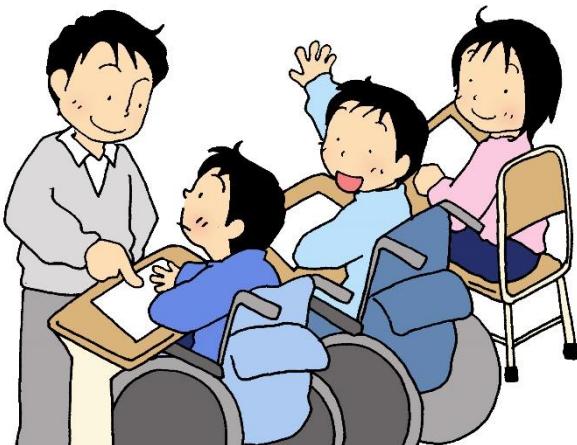


八代支援学校における 医療的ケア実施ガイドライン



令和5年3月～
八代市立八代支援学校

目 次

はじめに	・・・	1
I 学校における医療的ケアと実施者	・・・	2
2 医療的ケアの教育的意義	・・・	3
3 八代支援学校で実施している医療的ケア	・・・	4
4 八代支援学校における人工呼吸器を使用する児童生徒への対応	・・・	6
(1) 人工呼吸器を使用する児童生徒を受け入れるにあたり、確認・整備する項目		
(2) 人工呼吸器を使用する児童生徒の保護者付添いについて		
5 緊急時の対応	・・・	9
6 災害発生時（自然災害による避難時）の対応	・・・	9
7 リスクマネジメント	・・・	9
8 校外における医療的ケア	・・・	10
9 スクールバスの通学について	・・・	10
I 0 八代支援学校における医療的ケア実施体制	・・・	11
I 1 医療的ケアの内容が変更となった場合	・・・	11
I 2 在籍中に医療的ケアが必要になった場合	・・・	11
I 3 八代支援学校における医療的ケアに関して実施される諸会議	・・・	11
I 4 小学校等における医療的ケア実施支援資料について	・・・	13
I 5 参考情報	・・・	14
I 6 医療的ケア関係様式	・・・	15

はじめに

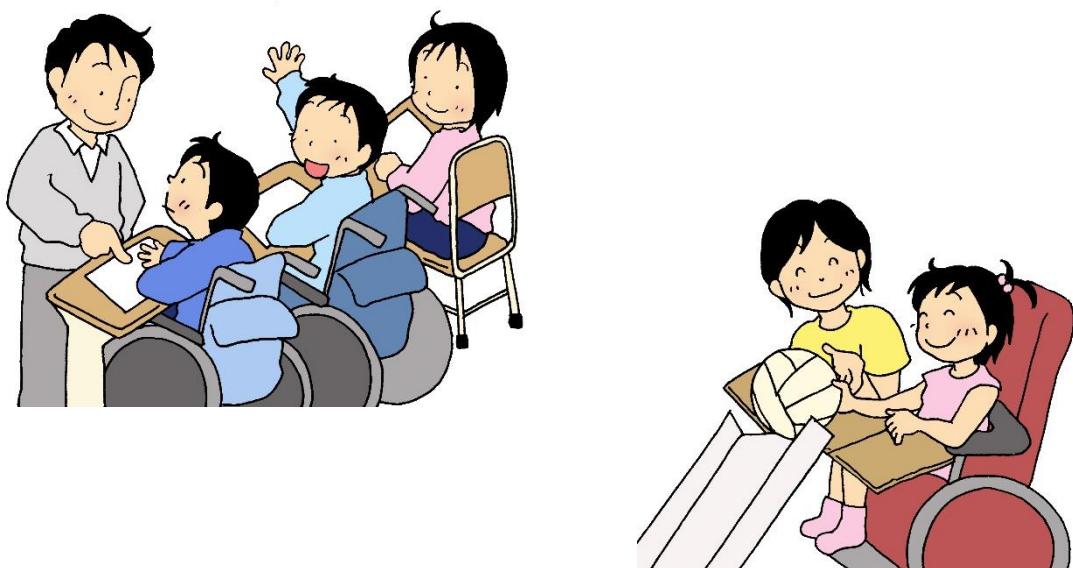
近年、学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的な医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）は、年々増加するとともに、人工呼吸器による呼吸管理等を必要とする医療的ケア児が学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。

また、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立しました。この法律では、国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充を図ることが求められています。

これらの状況を踏まえ、本校における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理し、医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容を把握するとともに、医療的ケアに関する体制を整備するため、「八代支援学校における医療的ケア実施ガイドライン」を作成しました。

なお、「八代支援学校における医療的ケアガイドライン」については、医療的ケア児を取り巻く状況に応じて、今後も適宜見直しを図っていく予定です。

令和5年3月



I 学校における医療的ケアと実施者

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」※では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる、喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。

※1 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」令和3年9月18日施行

【参考1】

<医行為>

医行為とは、医師の医学的判断及び技術をもって行わなければ、人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を反復継続する意思を持って行うこと。

医師及び看護師などの免許を有さない者による医行為は、「医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条」※2 によって禁止されている。

【参考2】

<医療的ケアに関する用語説明>

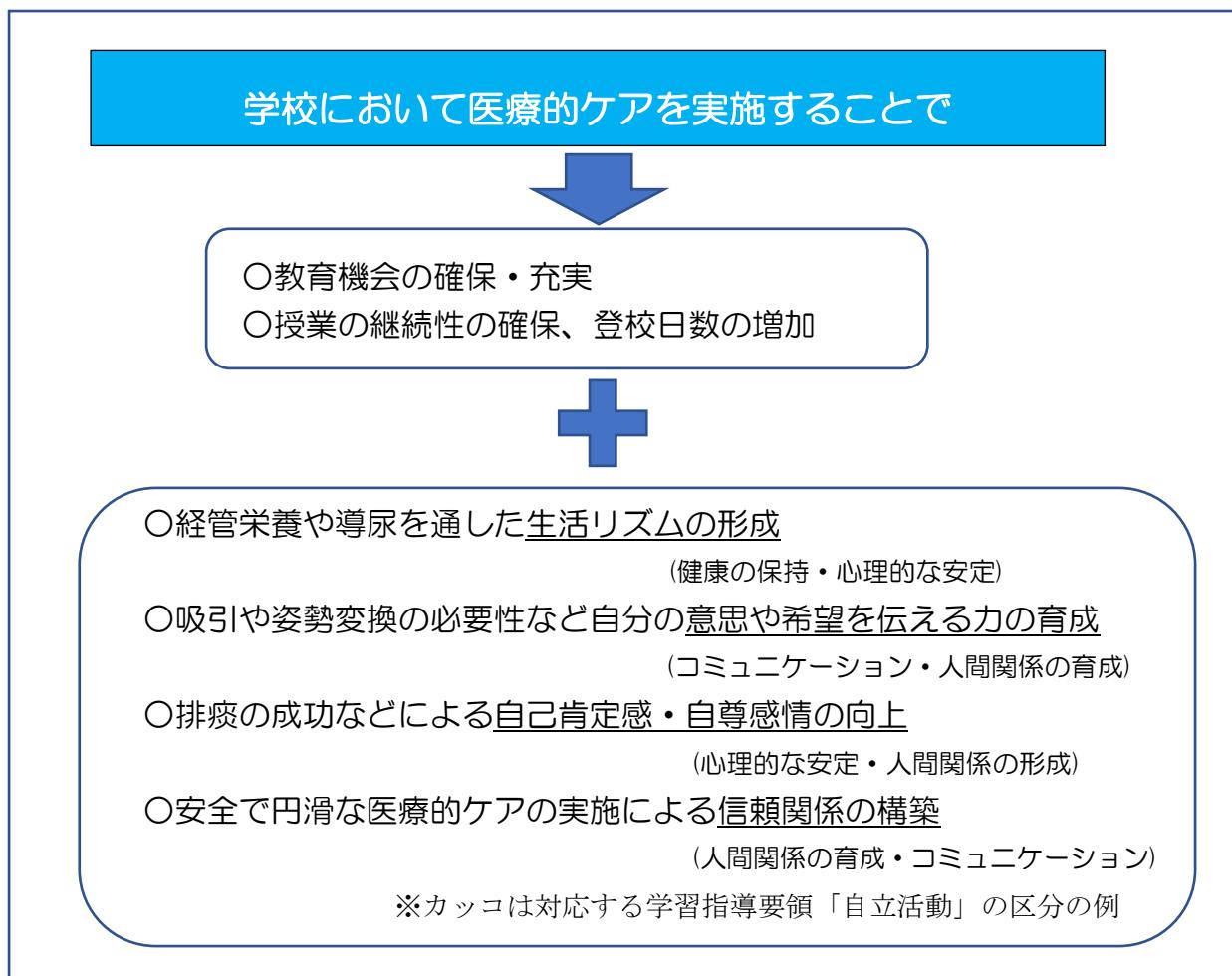
	用語	説明
呼吸	吸引	吸引カテーテルを鼻、口、気道内に入れて、鼻水、唾液、痰を取り除くこと。
	酸素療法	何らかの原因で、酸素が十分に取り込めない人のために、足りない酸素を補うこと。自宅では空気から酸素を作る酸素濃縮器を置くことが多いが、酸素ボンベを携帯することで、外出することもできる。
	気管切開	何らかの原因で、呼吸ができなくなったり、痰が出せなくなったりするなど、苦しくなったときに、首の皮膚を切開して気管に穴を開け、その穴から「気管カニューレ」を挿入し、気道を確保する方法のこと。気道粘膜が乾燥しないように「人工鼻」を装着する
	レスピレーター	人工呼吸器のこと。装着して呼吸管理を行う医療機器。
	アンビューバック	自己膨張式バックにより人工換気を行う、手動式で空気を送る器具のこと。口鼻、気管切開部に装着して使用する。
	ネブライザー	吸入薬を霧状にし、直接のどや気管支に届けるための器具
経管栄養	パルスオキシメータ	指先にセンサーを付け、皮膚を通して動脈血酸素飽和度と脈拍数を測定するための装置のこと。
	胃ろう（ペグ）	チューブで胃に直接栄養を送り込むための穴のこと。何らかの原因で口から食べ物が食べれなくなった人や、食べてもむせて肺炎などを起こしやすい人が安全に食事をとるためにつくる。
	経鼻栄養	鼻から胃や腸までチューブを通して、流動食や水分を入れること。食べることが難しい人や、むせて肺炎になりやすい人が安全に栄養をとるための方法。
血糖	注入	シリソジ(栄養剤や水分等を入れる際に用いる注射器のこと)とチューブなどを使って食べ物や薬を直接胃や腸に入れること。
	インスリンポンプ	インスリンを持続的に注入する小型のポンプ。皮下に刺されたカニューレという柔らかく細いチューブからインスリンが注入される。状態に合わせて必要なインスリン量を少量ずつ注入することができる。
他	導尿	何らかの原因で、尿が出せなくなったときに、尿が体の外に出るように人工的に手助けすること。尿道口からカテーテルを入れて行う。

※2 「医師法17条、歯科医師法17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」
(平成17年8月25日 厚生労働省)

「医師法17条、歯科医師法17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(その2)」
(令和4年12月1日 厚生労働省)

2 医療的ケアの教育的意義

文部科学省は、学校における医療的ケアについて、「学校は、児童生徒等が集い、人と人とのふれあいにより人格の形成がなされる場であり、学校における教育活動を行う上では、児童生徒等の安全が保障されることが前提である。こうした観点から、学校における医療的ケアの実施は、医療的ケア児にとって教育面・安全面で大きな意義を持つものである。具体的には、医療ケア児の通学日数が増加し、日々の授業の継続性が保たれる中で、教育内容が深まったり、教職員と医療的ケア児の関係性が深またりするなどの本質的な教育的意義がある。」と示している。



※文部科学省資料「学校における医療的ケアへの対応について」より

3 ハ代支援学校で実施している医療的ケア

ハ代支援学校で日常的に実施している医療的ケアについて、実施状況(項目・対象児童生徒数)は【表1(別表)】に示す。なお、【表1】の項目については、文部科学省調査を参考としている。

【表1】文部科学省の調査の項目となっているもの。

八代支援学校で実施している医療的ケア (別表参照)			
医療的ケアの項目		対象児童生徒	計 (のべ人数)
喀痰吸引	口腔内	別紙に記載	
	鼻腔内	別紙に記載	
	気管カニューレ内部	別紙に記載	
	その他	別紙に記載	
吸入・ネブライザー		別紙に記載	
経管栄養	胃ろう	別紙に記載	
	腸ろう	別紙に記載	
	経鼻経管	別紙に記載	
	その他	別紙に記載	
中心静脈栄養		別紙に記載	
導尿(自己導尿除く)		別紙に記載	
人工肛門の管理		別紙に記載	
在宅酸素療法		別紙に記載	
気管切開部の管理		別紙に記載	
人工呼吸器による呼吸管理		別紙に記載	
排痰補助装置の使用		別紙に記載	
血糖測定・インスリン注射		別紙に記載	
その他		別紙に記載	
計		別紙に記載	

緊急対応として、文部科学省から通知されている行為について、【表2】に示す。

【表2】

緊急対応
内 容
気管カニューレの事故抜去時の再挿入（※3）
てんかん発作時の座薬挿入（※4）
てんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与（※5）

※3 「看護師による気管カニューレの事故抜去時の緊急時における気管カニューレの再挿入について」（平成30年5月11日 文部科学省事務連絡）を参照

※4 「学校におけるてんかん発作時の座薬挿入について」（平成29年8月22日 文部科学省事務連絡）を参照

※5 「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について」（令和4年7月19日 文部科学省事務連絡）を参照



4 ハ代支援学校における人工呼吸器を使用する児童生徒への対応

人工呼吸器を使用する児童生徒については、安全性に考慮しながら、保護者の付き添いによる負担軽減等を含め、個々の状況に応じて対応を検討する。

(1) 人工呼吸器を使用する児童生徒を受け入れるにあたり、確認・整備する項目

日本小児神経学会においては、平成28年6月に日本小児神経学会に「学校における人工呼吸器使用に関するワーキンググループ」を設置して、支援学校で人工呼吸器を使用する児童生徒等を受け入れる際にチェックすべき項目を含んだガイドが策定された。【表3】にその内容を示す。

なお、本ガイドのチェック項目は個別に評価する上での参考項目としてあげられたものであり、全項目を整備しなければならないということではないとされている。

八代支援学校で人工呼吸器を使用する生徒を受け入れる際にも下記【表3】を参考にし、「八代支援学校 医療的ケアマニュアル」を作成し、対応する。

八代支援学校における 医療的ケア・マニュアル		7. 人工呼吸器チェックリスト			
人工呼吸器装着後にチェックリストに沿って、担当者が確認する。		手順		対応法	
【設定】		機種		留意点	
①換気モード		②吸気圧		③PIP	
④呼吸引擎		⑤吸気時間		⑥呼吸の確認	
【アーム設定】		⑦PIP上限		⑧MV上限	
⑨一回換気量		⑩回路外れアーム		■ 呼吸セッティングする を設定した半音の上 半音吹きの場合は誤認	
■ 電源コードを挿入したか?		■ 水洗式呼吸器の電源プラグに接続。		・必須に応じて、医療者への依頼書を添えたり人工呼吸器操作の手引書がある。	
■ シリコーンの場所は対応しているか?		■ 02残量はあるか?		・呼吸器が止まらないよう心配する。 ・また、機器に影響を与えることなくビニールバッグを用意しておいた。	
■ 機器は対応か?		■ チャンバー内に気は入っているか?		・スクローブ(吸引)が止まらないよう心配する。 ・また、機器に影響を与えることなくビニールバッグを用意しておいた。	
■ 残量が足りないか? ■ 溶液が足りないか? ■ 水洗式		■ 胃管・リードの位置		・回路を正しく確実に組み立てる。	
■ 水洗式・リードの位置		■ リードやカーネル・ラップは本音はないか?		・回路を正しく確実に組み立てる。 (前項参照)	
■ 水洗式		■ 術前の吸出		・人工鼻と加湿装置は併用可能	
■ 水洗式		■ 食事		★アクティブ回路 ※人1基使用 (ウォーター・ラップは不可) ※漏れ消音装置:	
■ 食事		■ 分子吸式		〔漏れセンサーがある場合は 吸気回路にウォータートラップは行かない。ヒンター部分 が起動しないないように注意する。〕	
■ 分子吸式		■ サイン		★バッテリ充電	

【表3】「学校における人工呼吸器使用に関する【ガイド】(日本小児神経学会)」一部抜粋

人工呼吸器を必要とする児童生徒等を受け入れるに当たり確認すべきこと	
項目	内 容
1. 必要な情報の収集	
【本人の状況】 ・保護者への聞き取り ・主治医への聞き取り ・本人の観察	①基礎疾患等 ②コミュニケーション力等 ③バイタルサイン ④実施する医療的ケアについて ⑤本人の行動特性等 ⑥送迎の手段
【呼吸状態の確認】 ・主治医への確認事項	①基礎疾患等 ②呼吸状態に対する治療経過について ③使用機材・肉芽などに関する情報 ④呼吸器の種類と設定 ⑤呼吸器使用に関する情報（自発呼吸の有無等） ⑥呼吸状態把握のための指標 ⑦気管カニューレ抜去時の対応 ⑧呼吸器の回線トラブルの時の対応 ⑨医療機関に相談ないしは搬送してほしい状態のめやす等 ⑩緊急時の対応
・家族からの情報	①日頃の吸引回数 ②吸引が必要となる状況 ③呼吸状態把握のための指標 ④呼吸器に関してこれまでのトラブル ⑤呼吸器に関する本人、家族の思い ⑥学校に伝えたいこと ⑧主治医の緊急連絡先
2. 校内の環境整備	
【ハード面】	①電源の整備 ②停電時の対応 ③吸引器の管理（作動確認、衛生的かつ安全な場所に設置） ④パルスオキシメータの管理（作動確認） ⑤酸素の使用、酸素ボンベの管理 ⑥緊急機材の準備 ⑦緊急連絡体制の整備 ⑧通学手段の確保 ⑨災害時の対応
【ソフト面】	①校内体制の整備 （看護師の配置、校内医療的ケア安全委員会の設置等） ②個別マニュアルの作成（下記の項目を含む） □人工呼吸器関連 □酸素関連 □吸引関連 □その他 ③看護師の経験状況の確認 ④教員の理解・意思の確認 ⑤保護者との協力体制の整備 （保護者が学校の状況を理解しているか、学校の対応について十分説明できているか、など） ⑥学校医の了解と指導医との連絡体制の整備 ⑦人工呼吸器業者との連携体制の整備 ⑧緊急時の体制の整備 ⑨送迎時の引き継ぎ体制の整備 ⑩学級担任等の体制の整備 ⑪校外学習時、宿泊学習時の体制の整備

(2) 人工呼吸器を使用する児童生徒の保護者付添いについて

令和3年9月18日施行「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、「学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他必要な措置を講ずるもの」と、その責務が示された。

八代支援学校においては、人工呼吸器を使用する児童生徒の保護者付添い(同室待機、別室待機)については、医師の見解を踏まえて対応することが不可欠であり、その必要性について個別具体的に判断するものとする。

また、保護者付添いを不要とするために、下記の確認事項も参考にする。

【確認事項】

- 主治医から、学校における教育活動(校外学習も含む)での人工呼吸器の使用について許可があり、緊急対応について指示があること。
- 日常的に健康状態(呼吸状態等)が安定しており、医師が常駐せず医療設備のない学校において、保護者の付添いなしで、学校生活を送ることができると主治医が許可していること。
- 学校において、人工呼吸器の設定変更が必要でないこと。
- 体調の急変や人工呼吸器の不具合等があった場合、所定の医療機関に搬送するまでの以下の緊急時の管理・対応が可能であること。
 - ・救急車到着までの学校における対応
 - ・救急車内の救急隊による対応

5 緊急時の対応

チューブの自己抜去や急な体調の変化等、想定されるリスクを抽出し、「予想される緊急時の対応フォロー」等のマニュアルを作成する。

対応フォローには、事前に保護者や主治医、医療機関に確認した緊急連絡先や緊急時の対応方法などを記載する。その内容を職員で共有し、緊急時に適切な対応ができるように定期的に訓練を実施する。

6 災害発生時（自然災害による避難時）の対応

避難訓練等において職員間で医療的ケア児を含めた避難経路、避難先等を確認する。

災害時、電話等が不通で連絡がとれない、保護者がすぐに迎えに来られない場合等を想定した対応についても確認をする。

災害時にも医療的ケアが実施できるよう、医療的ケア児の状態に応じて、医療材料や医療器具、非常食等の準備及び備蓄について、あらかじめ保護者との間で協議して、災害時対応マニュアルを作成する。

人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児がいる場合には、電源の確保や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認や医療機器の点検を行うとともに、停電時の対応を学校と保護者で事前に確認する。（保健室に非常用電源あり・発電機2台あり）

支援学校から別の場所に避難する場合に備え、必需品・医薬品等・医療機関の連絡先を入れた個別の非常用リュックを準備する。

スクールバス乗車中など、登下校中に災害が起きた場合の対応については、スクールバス乗車緊急マニュアルに沿って対応する。また、緊急時の対応及び医療機関との連携協力体制を、事前に学校と保護者で十分確認すること。

7 リスクマネジメント

重大な事故を未然に防ぐため、在校中の事故やヒヤリハットを記録するとともに、医療的ケア委員会等で情報共有を行い、改善策や予防策を検討し、再発防止に努める。



8 校外における医療的ケア

医療的ケア児が校外学習(日帰り)や宿泊を伴う学習に参加する場合、体調確認のほか、行き先や活動内容、宿泊先の環境などについて事前に十分な安全対策を検討する。

- (1) 校外学習における医療的ケアの実施に際して、事前に計画書と医ケア児の緊急対応マニュアルを作成し、看護師が同行して対応すること。
- (2) 校外学習のうち、宿泊を伴うものについては、宿泊用の指示書の提出を保護者へお願いし、対象児童生徒の健康状態等について主治医や保護者の意見を聞いておくことが必要。また、緊急の事態に備え、医療機関等との連携協力体制を構築すること。
- (3) 宿泊を伴う校外学習については、前年度に看護師の名前が入った計画書(様式八支看6)を教育委員会宛に提出し、看護師の旅費予算の確保を行っておくこと。また、保護者が付添いを希望する場合もあるため、事前に関係者間で十分に協議すること。

9 スクールバスの通学

多数の児童生徒が乗車するスクールバスについては、看護師が乗車していないこと、また、医療的ケアを実施するためにバスを停車し、車内で安全な対応をとることが困難であることなどから、医療的ケア児は乗車しないことを原則としつつ、医ケアの内容に吸引を要しない児童生徒については校長が個別に判断する。

ただし、平成31年3月20日付け「学校における医療的ケアの今後の対応について」(文部科学省)および、令和元年5月21日付け「医療的ケアが必要な幼児児童生徒のスクールバスなどの専用通学車両による登下校時の安全確保について」(文部科学省)にもあるとおり、スクールバスの乗車については、医療的ケア児の医療的ケアの状況などを踏まえて判断する。



I 0 八代支援学校における医療的ケア実施体制

(1) 医療的ケアの内容

保護者から医療的ケア実施の申請があった内容のうち、主治医が承認し、校長が実施を可能と認めたものとする。別に学校が設置する校内医療的ケア委員会及び教育委員会との協議をすることもできる。

(2) 医療的ケアの実施者

医療的ケアは、八代支援学校に配置された看護師が主治医の指示を受けて実施する。

(3) 医療的ケア実施の手続き

別添「医療的ケア実施要綱」に則り、適切に実施する。また、実施にあたっては、次頁「医療的ケア実施手続きの流れ」に沿って手続きを行うこととし、様式八支看1、八支看2、別紙様式5、別紙様式6等の医療ケア関係書類を作成すること。

I 1 医療的ケアの内容が変更となった場合

児童生徒の健康状態の変化などで医療的ケアの内容が変更となった場合には、保護者は、主治医が記入した「医療的ケア指示書」を改めて学校へ提出する。

学校は、必要に応じて「校内医療的ケア会議」を開催し、保護者に内容を確認する。

I 2 在籍中に医療的ケアが必要になった場合

医療的ケアを要しなかった児童生徒が在籍中に、医療的ケアが必要となった場合には、八代支援学校は、八代市教育委員会学校教育課に相談をする。

八代支援学校における人員体制や児童生徒の健康状態、医療的ケアの内容を確認し、医療的ケアの実施が可能かどうかを関係者で検討する。

I 3 八代支援学校における医療的ケアに関して実施される諸会議

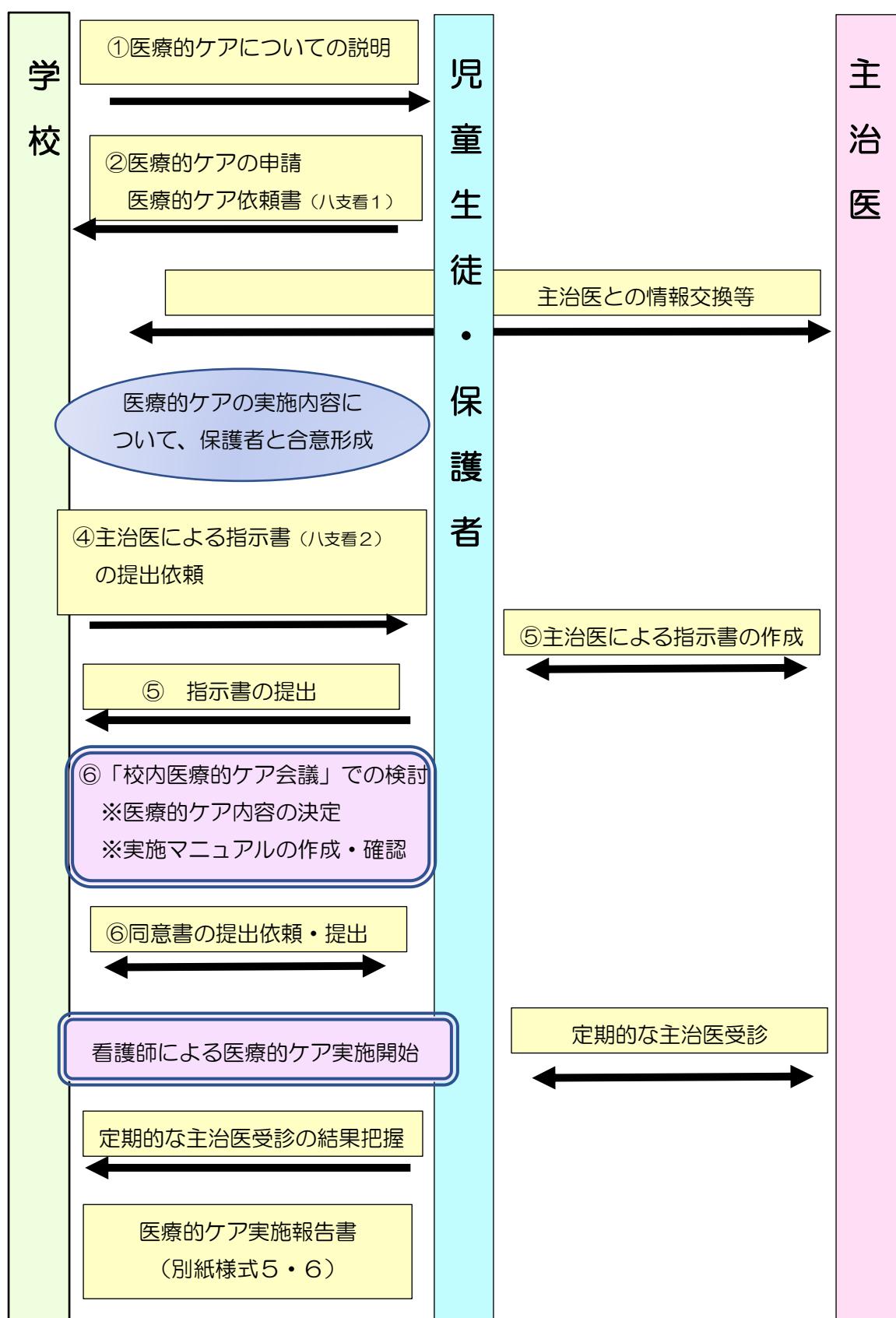
(1) 校内医療的ケア会議

目的：八代支援学校における医療的ケアの実施に関する、具体的な実施内容や実施体制、関係機関との連携、その他必要な事項について保護者と確認、検討を行う。

委員：対象児童生徒の保護者、校長、養護教諭、看護師、担任。

開催日：年度当初に対象児童生徒毎に行う。

医療的ケア実施手続きの流れ



I 4 小学校等における医療的ケア実施支援資料

小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理し、医療的ケア児に必要な医療的ケア内容を把握するとともに、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制整備等の参考として、令和3年6月に文部科学省が「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を作成している。

八代支援学校では、本ガイドラインとともに、この「小学校等における医療的ケア実践支援資料」を十分に活用し、医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けられるように、体制整備を進めていくようとする。

【小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～】

はじめに

第1編 医療的ケアの概要と実施者

第1章 医行為と医療的ケアとは

第2章 学校における医療的ケアの実施者

第2編 小学校等における受け入れ体制の構築

第1章 実施体制の整備

第2章 市町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築

第3章 小学校等における組織的な安全委員会の設置

第3編 医療的ケアの状態に応じた対応

第1章 咳痰吸引

第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）

第3章 気管切開部の管理

第4章 経管栄養

第5章 導尿

第6章 人工肛門（ストーマ）の管理

第7章 血糖値測定・インスリン注射



I 5 参考情報

- ※ 「医師法 17 条、歯科医師法 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(通知)」
(平成 17 年 8 月 25 日 厚生労働省)
- 「医師法 17 条、歯科医師法 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(その 2)」
(令和 4 年 12 月 1 日 厚生労働省) (令和 5 年 2 月 8 日 文部科学省事務連絡)

【文部科学省ウェブサイト】「学校における医療的ケア」

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/mext_00706.html

- ※ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(令和 3 年 9 月 18 日施行)
- ※ 「小学校等における医療的ケア実施支援資料」(令和 3 年 6 月 文部科学省)
- ※ 「学校における医療的ケアへの対応について」(文部科学省資料)
- ※ 「医療的ケアが必要な幼児児童生徒のスクールバスなどの専用通学車両による登下校時の安全確保について」(令和元年 5 月 21 日 文部科学省事務連絡)
- ※ 「看護師による気管カニューレの事故抜去時の緊急時における気管カニューレの再挿入について」(平成 30 年 5 月 11 日 文部科学省事務連絡)
- ※ 「学校におけるてんかん発作時の座薬挿入について」(平成 29 年 8 月 22 日 文部科学省事務連絡)
- ※ 「人工呼吸器等の医療機器を使用する幼児児童生徒が在籍する学校における災害時の対応について」(令和元年 11 月 11 日 文部科学省事務連絡)
- ※ 「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液(ブコラム®)の投与について」(令和 4 年 7 月 19 日 文部科学省事務連絡)
- ※ 「学校等における重症の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤(バクスミー)の投与について」(令和 6 年 1 月 31 日 文部科学省事務連絡)

【横浜市 Hp】「医療的ケア啓発パンフレット」医療的ケア～知ってほしい医療的ケア児とその家族の思い～(令和 3 年 3 月第 2 版発行)

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/oyakokenko/shogaihoken/iryorenkei/shiensokushin/ikeapamphlet.html>

I 6 医療的ケア関係様式

別添1 八代支援学校医療的ケア実施要綱

八支看1 医療的ケア依頼書

八代支援学校における医療的ケアに関する同意書

八支看2 主治医による医療的ケア指示書

八支看2-1 人工呼吸器の管理 医療的ケア指示書

八支看2-2 主治医意見書

八支看3 緊急時の対応フロー

八支看4 災害時対応マニュアル

八支看5 ヒヤリハット及びアクシデント報告書

八支看6 修学旅行付添（看護師）予算措置について

別紙様式 看護師業務日誌

別紙様式5 看護師業務状況報告書

別紙様式6 医療的ケア実施報告書

別添2 八代市立学校・幼稚園医療的ケア指示書作成費補助金交付要領

様式第1号 医療的ケア指示書作成費補助金申請書

様式第2号 市税等納税状況確認同意書

請求書

